



目 次	
規 則	ページ
◎訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更（4件）	（道 路 課） 4

規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年11月26日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県訓練手当支給規則

- 第1条中「第18条第2号の」を「第18条第2号に掲げる」に、「、必要な」を「必要な」に改める。
- 第2条第1項第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同条第2項中「支給する」を「、これを支給する」に改め、同条第4項中「第41条第1項」を「第41条第1項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項の規定により」を「前3項の規定にかかわらず、前3項の規定により」に、「次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「前2項の規定にかかわらず、訓練手当は」を「訓練手当を」に改め、同項ただし書中「第5号までに掲げる」を「第4号までに掲げるいずれかの」に、「第1号に掲げる給付を含む。」を「次の各号に掲げるいずれかの給付」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号に掲げる給付」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 訓練手当は、前2項の規定に該当する者のほか、沖縄県の区域内に居住する30歳未満の求職者で省令第1条の4第1項第7号イ(2)から(4)までのいずれにも該当するもの（第7条第1項において「沖縄若年求職者」という。）であって、公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して、これを支給する。

第3条中「第18条の」を「第18条に規定する」に、「したときは、」を「したときは、これを」に改める。

第5条第1項中「に応じて」を「に応じて、これを」に改め、同項ただし書中「若しくは」を「又は」に、「場合は」を「場合にあっては」に、「又は天災」を「、天災」に、「については」を「については、基本手当を」に改め、同条第2項第3号中「昭和41年7月21日労働省婦発第269号、職発第442号、訓発第137号別冊」を「「訓練手当支給要領について」（昭和41年7月21日付け婦発第269号・職発第442号・訓発第137号）別添1。以下この号において「支給要領」という。」に、「に応じ」を「に応じ、支給要領」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者に自己の労働による収入がある場合の基本手当の日額は、前2項の規定による額から当該支給対象者の収入の1日分に相当する額を減じて得た額とする。

第6条第1項中「に応じて」を「に応じて、これを」に改め、同条第3項中「に対して」を「に対して、これを」に改め、同項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項ただし書中「42,500円と」を「当該額と」に改め、同項第1号中「以下」を「以下この条において」に改め、同項第2号中「8,010円」を「、8,010円」に改め、同条第6項中「次の各号による」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「以下」を「以下この項において」に改め、同条第7項中「前条第1項ただし書」を「第4項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書」に、「第4項の規定にかかわらず、同項の規定による」を「同項の規定による額から当該」に改め、「同項の規定による額から」を削る。

第7条第1項中「支給対象者」を「支給対象者（沖縄若年求職者を除く。）」に、「に応じて」を「に応じて、これを」に改め、同条第2項ただし書中「次に掲げる」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「10,700円に」を「10,700円から当該額に」に改め、「10,700円から」を削る。

第8条中「訓練手当は」を「訓練手当を」に改める。

第9条第1項中「以下「実施規則」を「第3項において「実施規則」に、「認定することができるものを「認定を受けようとする者」に、「別記第1号様式の2」を「別記第2号様式」に、「別記第1号様式の3」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に、「、別記第2号様式」を「別記第4号様式」に、「以下」を「以下この条において」に、「その者」を「当該者」に、「、その旨を」を「その旨を」に改め、同条第3項中「規定による」を「規定により」に改め、同条第4項中「第2項の」を「第2項の規定により交付された」に改め、同条第5項中「前項の」を「前項の規定による」に、「その届出」を「当該届出」に、「受給資格認定書に必要な訂正をしたうえ、これを当該支給対象者に返付する」を「受給資

格認定書を当該支給対象者に再交付する」に改める。

第10条の見出し中「支給」を「請求手続」に改め、同条中「毎月5日」を「毎月7日」に、「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第11条中「毎月16日に支給するものとする」を「毎月16日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日等以外の日）に、これを支給する」に改める。

第12条及び第13条を削る。

第14条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「事項は、」を「事項は、知事が」に改め、同条を第12条とする。

別記様式を次のように改める。

別記
第1号様式 (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 氏名 ㊦

訓練手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①申請する手当の種類	基本手当	受講手当	寄宿手当		
②申請者記入欄	(1) 氏名	(2) 生年月日、年齢及び性別	年 月 日 (歳) 男 ・ 女		
	(3) 住所又は居所	高知県 市 町 村	番地 方		
	(4) 寄宿の事実	有 ・ 無	(5) 寄宿開始年月日	年 月 日	
	(6) 寄宿前の住所又は居所				
	※ ③県確認欄	(1) 訓練の種類	公共職業訓練	職場適応訓練	
		(2) 訓練期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(3) 訓練科					
(4) 訓練の受講指示の根拠					
(5) 雇用保険基本手当等の受給資格の有無		有 ・ 無			
種類		ア 雇用保険法による基本手当又は傷病手当	イ 雇用保険法による日雇労働者給付金	ウ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当	エ 工 了からウまでのものに相当する地方公共団体が支給する給付
有無		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(6) 沖縄振興特別措置法の該当の有無	有 ・ 無				
(7) 雇用保険法第40条の規定による特例一時金の受給の有無及び受給年月日	有 (年 月 日) ・ 無				

上記の申請者は、職業訓練を受講していることを証明します。

年 月 日

職業訓練を行う施設 (公共職業安定所) の所在地及び名称

職業訓練を行う施設 (公共職業安定所) の長の職・氏名 ㊦

注 1 申請者の氏名 (②欄の (1) を除きます。) については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

2 ②欄は、必要な事項を記入し、又は該当するものを○で囲んでください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式 (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (通所手当関係)

年 月 日

(通所の開始年月日)
年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 氏名 ㊦

通所手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

順路	通所方法の別	区間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住所から (経由) まで	キロメートル	時間 分		円	
2		から () まで					
3		から () まで					
4		から () まで					
他に利用することができる交通機関等の名称及び利用区間等			総通所距離 (概算)		キロメートル		
			総所要時間 (概算)		時間 分		
			平均月間の運賃等の負担額		円		
通所経路略図 (経路を朱線で記入してください。)				記入上の注意			
				1 この申請書には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は、記入しないでください。 2 「通所方法の別」欄は、通所の順路に従い、徒歩、自転車、電車○線等の別を記入してください。 3 「乗車券等の種類」欄は、1箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 4 「左欄の乗車券等の額」欄は、1箇月定期の額、10枚つづり回数券の額等乗車券等の額を記入してください。 5 「備考」欄は、定期券を持たない理由、回数券の片道及び1月間の使用枚数等を記入してください。 6 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にそのことと理由を記入してください。 7 ※印欄は、記入しないでください。			
※ 県確認欄	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用	順路	算出基礎となる交通機関等		定期券、回数券その他の別	1月間の運賃等の額	
			交通機関等の名称 利用区間				
		1			円		
		2			円		
	3			円			
	4			円			
<input type="checkbox"/> 非該当理由	1月間の運賃等の額の総額				円		

注 申請者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

第3号様式 (第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書									
高知県知事 様					年 月 日				
					申請者 氏名 印				
訓練手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。									
①申請する手当の種類		基本手当		受講手当		通所手当		寄宿手当	
②申請者の状況	氏名			男・女		年 月 日生 (満 歳)			
	住所又は居所		(入校前) (入校後)						
③扶養親族に関する事項 (寄宿手当を申請する場合にのみ記入してください。)									
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居又は別居の別	別居している者の住所又は居所			
			歳	有・無	同・別				
			歳	有・無	同・別				
			歳	有・無	同・別				
			歳	有・無	同・別				
④求職者給付等の受給資格及び生活保護の受給の有無 有・無									
雇用保険基本手当等		雇用保険日雇労働求職者給付金		国家公務員等失業者退職手当		生活保護			
その他 ()									
⑤施設証明欄	入校年月日		年 月 日		訓練科目		訓練期間 自 至		
	通所距離		キロメートル		通所手段		徒歩・バス・鉄道・自動車・その他 ()		
	寄宿舎の入居状況		入居している (年 月 日から) ・ 入居していない						
	上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明します。 年 月 日 公共職業能力開発施設の所在地及び名称 公共職業能力開発施設の長の職・氏名 印								
⑥県確認欄	支給要件 雇用対策法施行規則第 条第 項第 号 (附則第 条第 項第 号)								
	類似の手当の受給		有 () ・ 無		月額		円		受給期間 自 至
	添付書類	受講指示書の写し		手帳等の写し		通所届		入寮許可書等	
		口座振込書		雇用保険、生活保護等					
	区分	月額 (月額)		認定年月日		指定口座			
	基本手当					金融機関名			
	受講手当					支店名			
	通所手当					口座番号			
	寄宿手当								
	備考								

注 1 申請者の氏名 (②欄を除きます。)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。
2 ①欄から④欄までは、必要な事項を記入し、又は該当するものを○で囲んでください。

第4号様式 (第9条関係)

訓練手当受給資格認定書					
氏名					
生年月日		年 月 日		性別 男・女	
住所					
訓練施設名					
訓練科又は訓練職種					
訓練期間 年 月 日から 年 月 日まで					
訓練手当		手当の種類		支給額	
		基本手当		日額 円	
		技能 習得 手当	受講手当	日額 円	
			通所手当	月額 円	
	寄宿手当	月額 円			
その他					
上記のとおり認定します。 年 月 日 高知県知事 印					

注 1 この認定書は、毎月訓練手当の支給申請を行う際必要ですので、大切に保管しておいてください。
2 住所、氏名、家族の状況、通所方法その他訓練手当受給資格認定申請書を提出する際に記入した事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
なお、事実を隠して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合は、不正があった日以後、訓練手当の支給を中止することがあります。

まで

高知県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字上田 3678番26から 土佐市甲原字勘重 3686番9まで	前	3.9 ∟ 21.4	268
	後	3.9 ∟ 33.7	268

高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市薊野西町二丁目1454番3	前	18.9 ∟ 20.9	11
	後	18.0 ∟ 18.0	11

高知県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西津賀才日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又2921番から 吾川郡いの町小川縦ノ木山字川又6482番まで	前	3.5 ∟ 4.0	29
	後	3.9 ∟ 11.5	29